平成２５年（フ）第１４６２号
名古屋市中区丸の内１丁目６番12号　丸の内ＦＯＲＴ901、住民票上の住所愛知県新城市字宮ノ前43番・44番合併地
債務者　金沢　精一
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４６８号
愛知県知多郡美浜町大字奥田字西卯起38番地11
債務者　夏目　　明
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４８３号
名古屋市緑区松が根台295番地　第２鳴海おお根住宅１棟201号
債務者　首藤　和儀
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５２１号
愛知県春日井市六軒屋町３丁目184番地
債務者　三宅　継一
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４３号
滋賀県野洲市上屋市有地　市営住宅新上屋団地４号棟442号
債務者　淺田　　功
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６３号
兵庫県姫路市西今宿２丁目１番21―201号高岡中村コーポパートⅠ
債務者　松下　幸一
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３７０号
兵庫県姫路市白浜町神田２丁目５番地１ジョイパレス神田102、従前の住所愛媛県今治市中堀３丁目８番６号
債務者　村田　一起
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３７１号
兵庫県姫路市白浜町神田２丁目５番地１ジョイパレス神田102、従前の住所広島県三原市明神３丁目12番５―401号
債務者　坊坂　宏香
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３８４号
兵庫県加古川市野口町長砂20番地の１　サニーハイツ加古川１―303号、従前の住所兵庫県三木市別所町西這田567番地の54
債務者　石田　洋子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３８８号
兵庫県加古川市加古川町西河原76番地の３加古川西鉄筋７―205号、従前の住所兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀1069番地
債務者　坂口　玉江
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３９４号
兵庫県姫路市船津町4649番地５
債務者　ヤナギタ優香
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２９１号
奈良市大安寺６丁目８番23―１号
債務者　下河　佳子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第７８９号
広島県東広島市黒瀬町市飯田158番地14
債務者　眞鍋　琢雄
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７９０号
広島県東広島市黒瀬町市飯田158番地14
債務者　眞鍋チヅ子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８０７号
広島県安芸郡府中町緑ケ丘13番21―302号グリーンハイツ
債務者　柳川紗智子こと　崔　　景子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１０号
山口県下関市横野町４丁目９番11号
債務者　大下久美子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
山口県下関市武久町１丁目６番３―517号ウェルス武久Ⅰ
債務者　大神　厚子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　山口地方裁判所下関支部破産係